

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 梅田 仁司
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区幸町2丁目1番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取梅田仁司は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

当行グループは銀行業務を中心とした金融グループであり、重要な事業拠点の選定に際しては、事業規模及び経営成績を測る指標として総資産、経常収益（連結会社間取引消去前）が適切であると判断し、当該指標に用いている。

具体的な判断数値としては、各事業拠点の総資産が当行グループ全事業拠点の当該金額の総合計に対しておおむね95%以上であること、または各事業拠点の経常収益の金額が高い拠点から合算していき、当行グループ全事業拠点の当該金額の総合計のおおむね3分の2に達していることを定量的な基準としている。また、組織体制・構造の変化等の定性的な要素も勘案している。その結果、当行を重要な事業拠点として選定している。

次に、重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「預金、貸出金、有価証券及び役員収益」に至る業務プロセスを評価対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。追加した主な業務プロセス及びその理由は以下のとおりである。

### ・貸倒引当金算定業務

債務者の返済能力等に基づく債務者区分の判定、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を含む将来の予想損失額の算定において、見積り及び主要な仮定には不確実性を伴う。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

該当事項なし。

## 5【特記事項】

該当事項なし。